

事 務 連 絡

平成20年7月10日

(社)日本病院会 御中

厚生労働省保険局総務課
医療費適正化対策推進室

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項が平成20年7月10日に公布されましたので送付いたします。

○厚生労働省告示第三百八十号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）第四十四条第二項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を次のように定める。

平成二十年七月十日

厚生労働大臣 舛添 要一

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定健康診査に関する事項

ア 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）を実施した年月日に係る事項

イ 特定健康診査を実施した機関に係る事項

ウ 特定健康診査を受診した者に係る事項（特定健康診査を受診した者の生年月日、性別及び郵便番号に限る。）

エ 特定健康診査の受診券に係る事項

オ 特定健康診査の結果に係る事項

カ アからオまでに掲げる事項を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に報告するために必要な事項

二 特定保健指導に関する事項

ア 特定保健指導（法第十八条第一項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）を実施した年月日に係る事項

イ 特定保健指導を実施した機関に係る事項

ウ 特定保健指導を利用した者に係る事項（特定保健指導を利用した者の生年月日、性別及び郵便番号に限る。）

エ 特定保健指導の利用券に係る事項（当該特定保健指導を利用した者に係る特定健康診査の受診券に係る事項を含む。）

オ 特定保健指導の結果に係る事項

カ アからオまでに掲げる事項を支払基金に報告するために必要な事項

三 特定健康診査及び特定保健指導の実施及びその成果に関する事項

ア 特定健康診査の実施率に係る事項

イ 特定保健指導の実施率に係る事項

ウ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者及び予備群（法第十八条第一項に規定する特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者をいう。）の減少率に係る

事項

エ アからウまでに掲げる事項を支払基金に報告するために必要な事項

○厚生労働省告示第三百七十九号
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四十九条に規定する登録検査機関である株式会社環境分析センターが製品検査を行う事業所として設置した株式会社環境分析センターについて、平成二十年四月二十日をもってその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。
平成二十年七月十日
厚生労働大臣 舛添 要一

変更後の事業所の名称	株式会社エフイーエーシー
変更前の事業所の名称	株式会社環境分析センター

○厚生労働省告示第三百八十号
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）第四十四条第二項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項
平成二十年七月十日
厚生労働大臣 舛添 要一

○厚生労働省告示第三百八十一号
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）第四十四条第二項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項
平成二十年七月十日
厚生労働大臣 舛添 要一

一 特定健康診査に関する事項
ア 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）を実施した年月日に係る事項
イ 特定健康診査を実施した機関に係る事項
ウ 特定健康診査を受診した者に係る事項（特定健康診査を受診した者の生年月日、性別及び郵便番号に限る。）
エ 特定健康診査の結果に係る事項
オ アからオまでに掲げる事項を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に報告するために必要な事項

二 特定保健指導に関する事項
ア 特定保健指導（法第十八条第一項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）を実施した年月日に係る事項
イ 特定保健指導を実施した機関に係る事項
ウ 特定保健指導を利用した者に係る事項（特定保健指導を利用した者の生年月日、性別及び郵便番号に限る。）
エ 特定保健指導の利用券に係る事項（当該特定保健指導を利用した者に係る特定健康診査の受診券に係る事項を含む。）
オ 特定保健指導の結果に係る事項
カ アからオまでに掲げる事項を支払基金に報告するために必要な事項

三 特定健康診査の実施率に係る事項
ア 特定健康診査の実施率に係る事項
イ 特定保健指導の実施率に係る事項
ウ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者及び予備群（法第十八条第一項に規定する特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者をいう。）の減少率に係る事項
エ アからウまでに掲げる事項を支払基金に報告するために必要な事項

エ アからウまでに掲げる事項を支払基金に報告するために必要な事項

○社会保険庁告示第二十号
平成十六年社会保険庁告示第十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとしてた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日）を定める件、平成十八年社会保険庁告示第三十三号（国民年金の年金受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日）を定める件、平成十八年社会保険庁告示第三十四号（厚生年金保険の年金受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日）を定める件、平成十八年社会保険庁告示第三十五号（船員保険の年金受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日）を定める件、及び平成十八年社会保険庁告示第三十六号（厚生年金保険法の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとしてた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として社会保険庁長官が指定する日）を定める件、平成二十年六月十四日において次に掲げる地域に住所を有する受給権者又は受給権者であつてその誕生日が六月一日から八月三十一日までの間にあるものが平成二十年において届書等を提出すべき日は、これら定めにかかわらず、平成二十年九月三十日とする。
平成二十年七月十日
社会保険庁長官 坂野 泰治

都道府県名	指定地域
岩手県	一関市
	奥州市
	北上市
	西磐井郡平泉町
	胆沢郡金ヶ崎町

宮城県 栗原市 大崎市
○農林水産省告示第千八百七十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十年七月十日
農林水産大臣 若林 正俊

一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県朝倉郡 東峰村大字宝珠山字仙道五二一六の四、五二一六の一〇、五三三〇の三、五三三二の二、五三三六の二
二 保安林として指定された目的 水源のかん養
解除の理由 用排水路用地とするため
○農林水産省告示第千八百八十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十年七月十日
農林水産大臣 若林 正俊

一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県福岡市 早良区・筑紫郡那珂川町（以上国有林。次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 水源のかん養
解除の理由 電気工作物施設用地とするため
（次の図一は、省略し、その図面を福岡県庁並びに福岡市役所及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）
○農林水産省告示第千八百八十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十年七月十日
農林水産大臣 若林 正俊

一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県八女市 上陽町下横山字池ノ谷五〇三八の四八
二 保安林として指定された目的 水源のかん養
解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第千九百九十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十年七月十日
農林水産大臣 若林 正俊

一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県飯塚市 桑曲字牧ノ内一六一の三・一七四の五・一七四の六・二一六の一六（以上四筆国有林）
二 保安林として指定された目的 水源のかん養
解除の理由 道路用地とするため

農林水産大臣 若林 正俊
福岡県飯塚市
桑曲字牧ノ内一六一の三・一七四の五・一七四の六・二一六の一六（以上四筆国有林）
保安林として指定された目的 水源のかん養
解除の理由 道路用地とするため

農林水産大臣 若林 正俊
福岡県飯塚市
桑曲字牧ノ内一六一の三・一七四の五・一七四の六・二一六の一六（以上四筆国有林）
保安林として指定された目的 水源のかん養
解除の理由 道路用地とするため

農林水産大臣 若林 正俊
福岡県飯塚市
桑曲字牧ノ内一六一の三・一七四の五・一七四の六・二一六の一六（以上四筆国有林）
保安林として指定された目的 水源のかん養
解除の理由 道路用地とするため